

2016年6月8日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

海上人命安全条約（SOLAS条約）改正に伴う  
国際海上コンテナの総重量の確定について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件につきまして「海上人命安全条約」（SOLAS条約）は、従前より、国際海上輸出コンテナの総重量を船長に提出することを荷送人に義務づけていましたが、総重量の誤申告に起因するとみられるコンテナの荷崩れ等の事故が発生していることを踏まえ、本年7月1日より発効する改正 SOLAS 条約に総重量の確定方法が定められました。改正により、どのように量るか、責任者が誰かを明確にしたものであります。

国土交通省では、この改正条約を実施するため、船舶安全法関係省令の「特殊貨物船舶運送規則」及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則」を一部改正するとともに、「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示」及び「危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示」を制定しました。

コンテナ総重量情報の確定は、以下の2つの方法何れかとなります。

- 1) 貨物の入ったコンテナの総重量を計測する方法
- 2) 個々の貨物、梱包材等を計測、コンテナ自重と合算して算出する方法

お客様におかれましては、これまでも計量法に基づく特定計量器、もしくはそれに準ずる計量器により正確な貨物重量を計測の上、船積書類等に反映いただいていることと思いますが、改めまして別紙の通り、混載(LCL)及びFCLの輸送形態別に国土交通省のマニュアルに基づく計量や、コンテナ総重量の確定についての注意事項をお知らせ致しますので、ご一読の上ご理解とご協力を賜ります様お願い申し上げます。

なお、改正 SOLAS 条約の詳細につきましては、国土交通省ホームページをご参照ください。  
[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk8\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html)

敬具

ご質問等ございましたら、最寄りの各支店・営業所までお問い合わせください。

本 社	TEL : 06-6260-4706	名古屋支店	TEL : 052-232-7730
東京支店	TEL : 03-3276-7317	神戸支店	TEL : 078-332-0040
横浜支店	TEL : 045-226-2051	福岡営業所	TEL : 092-436-4480